添付書類一覧表（検認時）

別紙　1

下記の書類が必要です。写しと記載がないもの以外は、全て原本でのご提出をお願いいたします。ご提出頂いた書類は返却いたしませんのでご了承下さい。なお、審査上、必要に応じて他の書類の提出を頂くことがあります。

被保険者との続柄 ＼ 添付書類			①健康保険被扶養者調書（検認時）	②収入に関する証明書				③退職日が確認できる書類（写）	④在学証明書（予備校含む）	⑤住民票（続柄記載）	⑥戸籍謄本（本人と対象者）	⑦別居時送金証明（銀行振込控）	⑧その他
				所得証明書	源泉徴収票（昨年度分の写）	雇用証明☆①健康保険被扶養者調書に記入欄あり	年金収入のある人 公的年金通知等の写（老齢基礎・厚生・障害・遺族年金等）						
配偶者	無職・無収入	過去2年以上無収入の人	○	○			○						
		退職した人　平成27年1月以降	○	○	○		○	○ 注:1					
	給与収入のみ又は給与と給与以外の収入のある場合		○	○	○	○	○						
	昨年（平成27年1月～12月）は無収入であり、今年（平成28年1月）から給与収入がある場合		○	○		○	○						
内縁の妻	無職・無収入		○	○			○			○	○	○	
	給与収入のみ又は給与と給与以外の収入のある場合		○	○	○	○	○			○	○	○	
	昨年（平成27年1月～12月）は無収入であり、今年（平成28年1月）から給与収入がある場合		○	○		○	○			○	○	○	
子・養子	高校生以下の者（18歳以下の専門学生含む）		検　認　不　要										
	定時制・通信制の学生		○	○	○	○	○	○注:1		○		○	注 2
	上記以外の学生		○	○			○		○				注 2
	学生でない者		○	○	○	○	○	○注:1		○		○	注 2

被保険者との続柄 ＼ 添付書類			①健康保険被扶養者調書（検認時）	②収入に関する証明書				③退職日が確認できる書類（写）注:1	④世帯全員の住民票（続柄記載）	⑤学生の場合在学証明書（予備校含む）	⑥別居時送金証明（銀行振込控）	⑦戸籍謄本
				所得証明書	源泉徴収票（昨年度分の写）	雇用証明☆①健康保険被扶養者調書に記入欄あり	年金収入のある人 公的年金通知等の写（老齢基礎・厚生・障害・遺族年金等）					
三親等内の親族	父母（養父・養母）・祖父母・曾祖父母		○	○	○	別紙2を参照の上、該当する場合は添付			○		○	
	配偶者の父母・祖父母・曾祖父母	別居は不可	○	○	○				○			
	弟・妹・兄・姉		○	○	○				○	○	○	
	伯父・伯母・叔父・叔母	別居は不可	○	○	○				○	○		○
	孫・甥・姪・曾孫	甥・姪・曾孫の別居は不可	○	○	○				○	○	○	○
	内縁の配偶者の父母・子	別居は不可	○	○	○				○	○		○

注1:「退職時の源泉徴収票」「退職証明書」等、退職日が確認できる書類をご提出下さい。また、被扶養者調書の㋑「お勤めされた期間」に必ずご記入下さい。

注2:被保険者の配偶者が被扶養者では無い場合は、被扶養者調書 ㋺ に記入してください。

※　健保組合が「給与明細」を必要と判断した場合は、「給与明細」(写)をご提出願います。

※　所得証明書は収入金額の記載があるものを提出下さい。但し、無収入で所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書を提出下さい。

※　「主として被保険者により生計を維持している」ことが前提となりますので、扶養の実態を把握させて頂いたうえで、扶養認定の審査をさせて頂きます。したがって、被保険者の収入、他の被扶養者状況等により、収入基準を満たしていても、不認定となる場合もありますので、ご了承下さい。

※　扶養対象者に配偶者がいる場合、「夫婦の相互扶助義務」を優先します。
（例:父の扶養になっている 娘に夫がいる場合、夫の被扶養者となることが優先されます。）

※　別紙2『添付書類に関わる補足』をご覧ください。